

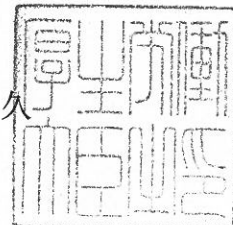
厚生労働省発食安0819第29号

平成25年 8月19日

食品安全委員会

委員長 熊谷 進 殿

厚生労働大臣 田村 憲 久



食品健康影響評価の取下げについて

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、平成23年10月6日付け厚生労働省発食安1006第13号をもって貴委員会に意見を求めたところですが、申請者から食品中の残留基準の設定要請を取り下げる旨の申し出があったことから、これを取り下げます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること。

イソキサベン

